

6 議案第10号関係

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例 新旧対照表（抜粋）

改 正 案							現 行						
別表第1（第3条関係） 町長の附属機関							別表第1（第3条関係） 町長の附属機関						
附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課	附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課
略							略						
おいらせ町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議	略						おいらせ町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議	略					
おいらせ町百石高等学校の支援に関する協議会	(1) 百石高等学校の支援に関する協議及び提言に力アップに関すること。 (2) 百石高等学校の校の魅力アップに関する調査及び研究に関すること。 (3) その他百石高等学校の魅力アップ推進に係る必要な事項に関すること	15人以内 (右欄各号につき3人)	(1) 百石高等学校関係者を含む (2) 中学校教育関係者 (3) 関係機関を代表する者 (4) 学識経験を有する者 (5) その他町長が必要と認める者	2年以内	(1) 会長 (2) 副会長 (委員の互選)	企画財政課							
略							略						
おいらせ町国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議すること。 (国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第11条第2項に規定する事項)	おいらせ町国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議すること。 (国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第11条第2項に規定する事項)	9人 (右欄各号につき3人)	(1) 被保険者を代表する者 (国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第4条に規定する者を含む) (2) 保険医又は保健薬剤師 (3) 公益を代表する者 (国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第3条第3項に規定する者)	3年 (ただし委員に異議のないときは指名推せんによること)	(1) 会長 (公益を代表する者の中から無記名投票による選挙で選出) (ただし委員に異議のないときは指名推せんによること) (2) 会長職務代理者 (会長の選出方法に準じて選出) (国民健康保険法施行令第5条の規定による)	環境保健課	おいらせ町国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議すること。 (国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第11条に規定する事項)	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議すること。 (国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第11条に規定する事項)	9人 (右欄各号につき3人)	(1) 被保険者を代表する者 (国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第4条に規定する者を含む) (2) 保険医又は保健薬剤師 (3) 公益を代表する者 (国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第3条に規定する者)	2年 (ただし委員に異議のないときは指名推せんによること)	(1) 会長 (公益を代表する者の中から無記名投票による選挙で選出) (ただし委員に異議のないときは指名推せんによること) (2) 会長職務代理者 (会長の選出方法に準じて選出) (国民健康保険法施行令第5条の規定による)	環境保健課
略							略						

改 正 案							現 行						
別表第2（第3条関係） 教育委員会の附属機関							別表第2（第3条関係） 教育委員会の附属機関						
附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課	附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課
略							略						
おいらせ町立学校給食センター運営委員会	給食センターの運営を適正かつ円滑にならしめ、教育長の諮問に応じ、運営に関する事項を審議すること。	20人以内（公募による者を含む）	(1) 町立小、中学校長 (2) 町立小、中学校 PTA 会長 (3) 学識経験を有する者 (4) その他教育委員会が必要と認める者	2年	(1) 会長 委員の互選 (2) 副会長 委員の互選	学務課	おいらせ町立学校給食センター運営委員会	給食センターの運営を適正かつ円滑にならしめ、教育長の諮問に応じ、運営に関する事項を審議すること。	7人	(1) 町立小、中学校長 (2) 町立小、中学校 PTA 会長 (3) その他教育委員会が必要と認める者	2年	(1) 会長 委員の互選 (2) 副会長 委員の互選	学務課
略							略						